

給水装置工事自主検査報告書

提出日 ____ / ____ / ____

給水装置設置場所

自主検査日

申請者

お客さま番号

調定番号

工事事業者

主任技術者

取り出し位置

写真 チェック

- 正しく路面復旧されていること。
- 他の取付口から30cm以上はなれていること。
- 穿孔部分にはコア等が施されていること。
- 分水栓が全開であること。

弁栓類

- スピンドルがボックス内の適正な位置にあり操作に支障がないこと。
- 基準の深さに設置されており、スピンドルが埋没していないこと。
- 道路境界から1メートル程度に設置されていること。
- オフセットが正しく測定されていること。
- 仕切弁・止水栓が全開状態であること。

メーターボックス関連

- 水道メーターは所定の位置に設置され、逆付け、片寄りがなく水平であること。
- 水道メーターは適切な深さに設置され、検針、取替に支障がないこと。
- 水道メーターのストレーナー等に異物による目詰まりがないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）は適切な位置に設置され、傾きがなく操作に支障がないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）のメーカーを確認し記載する事。（メーカー名： _____ ）
- 水道メーターBOXのオフセットが正しく測定されていること。
- 水道メーターBOXの沈下、とびだし、傾きがないこと。

配管・給水器具

- 延長、給水用具等の位置および栓数が竣工図面と整合していること。
- 性能基準適合品の使用及び、適切な接合が行われていること。
- 床下点検口が設置され、ヘッダーが確認できること。（点検口無しの場合は誓約書を提出）
- 給水器具、装置に逆流防止の措置を講ずること。
- 埋設配管において所定の深さが確保されていること。
- 水の汚染、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- クロスコネクションがなされていないこと。（井戸水等の配管を切り離した場合には当該部の写真提出）
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管がφ25以上であり、最上部に空気弁が設置されていること。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管が単独である場合、分岐部に止水栓が設置されていること。
- 集合住宅等の場合、各戸とメーターの整合性を確認すること。
- 水路等の添架配管について管理者の許可を得ていること。

水圧通水試験・水質確認

- 充水後、既定まで加圧し1分間以上保持した後水圧低下の有無を確認すること。
第1止水栓からメーター直結止水栓(0.75MPa)
メーター以後から屋内・新築または改造部分のみの場合(1.75MPa)
改造で既設配管を含む場合の試験水圧については局と協議すること。
(現地常圧 _____ MPa) (実施試験水圧 _____ MPa)
- 通水後、各給水用具等から放流し水道メーターを経由している事を確認すること。
- 味、色、濁り、臭い、に異常がないことを確認すること。
- 残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認すること。(現地計測値 _____ mg/L)

受水槽

- 受水槽の越流面等と吐水口の位置関係が基準通りであること。
- オーバーフロー管・通気管の管端部に防虫網が付いていること。
- 満減水警報装置、防波板の設置が適切であること。
- 受水槽の設置位置・容量等において、竣工届と整合がとれていること。
- 定水位弁・減圧弁等がある場合、その設置状況が適切であること。
- 保守点検等が容易に行え、六面点検が可能な位置に設置されていること。

その他

- お客さま番号を表記した水道標識が、門戸の見やすい位置とメーターボックス内に貼付されていること。
- 別途、局担当者より指示があった写真について提出すること。

給水装置工事自主検査報告書

提出日 2024/4/2

給水装置設置場所 徳島市幸町2丁目5番地

自主検査日 2024/4/1

申請者 水道 太郎

お客さま番号 102595

調定番号 9999

工事業業者 (株)徳島水道設備

主任技術者 給水 工事

取り出し位置

写真 チェック

- 正しく路面復旧されていること。
- 他の取付口から30cm以上はなれていること。
- 穿孔部分にはコア等が施されていること。
- 分水栓が全開であること。

弁栓類

- スピンドルがボックス内の適正な位置にあり操作に支障がないこと。
- 基準の深さに設置されており、スピンドルが埋没していないこと。
- 道路境界から1メートル程度に設置されていること。
- オフセットが正しく測定されていること。
- 仕切弁・止水栓が全開状態であること。

メーターボックス関連

- 水道メーターは所定の位置に設置され、逆付け、片寄りがなく水平であること。
- 水道メーターは適切な深さに設置され、検針、取替に支障がないこと。
- 水道メーターのストレーナー等に異物による目詰まりがないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）は適切な位置に設置され、傾きがなく操作に支障がないこと。
- ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）のメーカーを確認し記載する事。（メーカー名： ）
- 水道メーターBOXのオフセットが正しく測定されていること。
- 水道メーターBOXの沈下、とびだし、傾きがないこと。

配管・給水器具

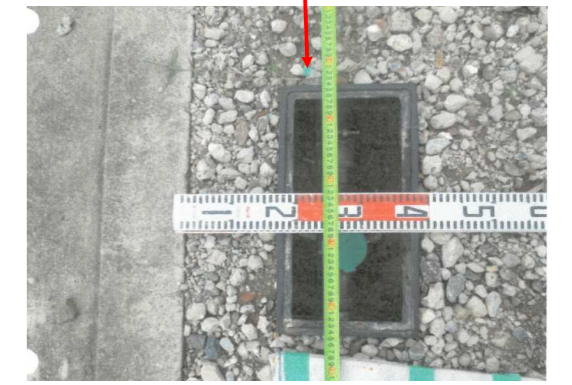
- 延長、給水用具等の位置および栓数が竣工図面と整合していること。
- 性能基準適合品の使用及び、適切な接合が行われていること。
- 床下点検口が設置され、ヘッダーが確認できること。（点検口無しの場合は誓約書を提出）
- 給水器具、装置に逆流防止の措置を講ずること。
- 埋設配管において所定の深さが確保されていること。
- 水の汚染、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
- クロスコネクションがなされていないこと。（井戸水等の配管を切り離した場合には当該部の写真提出）
- 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管がφ25以上であり、最上部に空気弁が設置されていること。
- 3階直圧給水において、3階への立上り管が単独である場合、分岐部に止水栓が設置されていること。
- 集合住宅等の場合、各戸とメーターの整合性を確認すること。
- 水路等の添架配管について管理者の許可を得ていること。

写真凡例



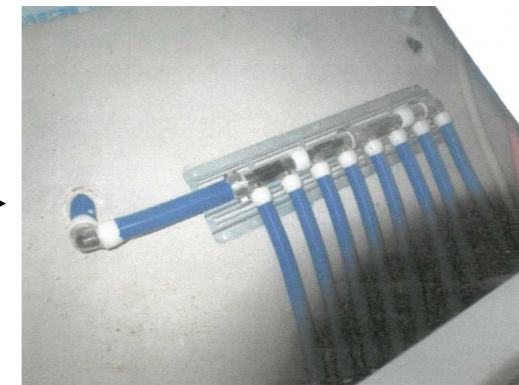
POINT BOX内がすべて確認できるように撮影する。
特に二次側ユニオンが確認できることが重要
メーター交換が容易に可能かを確認するため。

POINT 遠景と近景を撮影する。
どこからのオフセットか確認できる遠景と、数値が
確認できる近景を撮影する。



POINT
ボール式伸縮止水栓（逆止弁付）のメーカー名を確認して記載する。

POINT ヘッダー全体が確認できるように撮影する。
ヘッダーの分岐数を図面と照合する事が目的。



水圧通水試験・水質確認

- ☑️ □ 充水後、既定まで加圧し1分間以上保持した後水圧低下の有無を確認すること。
第1止水栓からメーター直結止水栓 (0.75MPa)
メーター以後から屋内・新築または改造部分のみの場合 (1.75MPa)
改造で既設配管を含む場合の試験水圧については局と協議すること。
(現地常圧 _____ MPa) (実施試験水圧 _____ MPa)

- 通水後、各給水用具等から放流し水道メーターを経由している事を確認すること。

- 味、色、濁り、臭い、に異常がないことを確認すること。

- ☑️ □ 残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認すること。(現地計測値 _____ mg/L)

受水槽

- 受水槽の越流面等と吐水口の位置関係が基準通りであること。
- オーバーフロー管・通気管の管端部に防虫網が付いていること。
- 満減水警報装置、防波板の設置が適切であること。
- 受水槽の設置位置・容量等において、竣工届と整合がとれていること。
- 定水位弁・減圧弁等がある場合、その設置状況が適切であること。
- 保守点検等が容易に行え、六面点検が可能な位置に設置されていること。

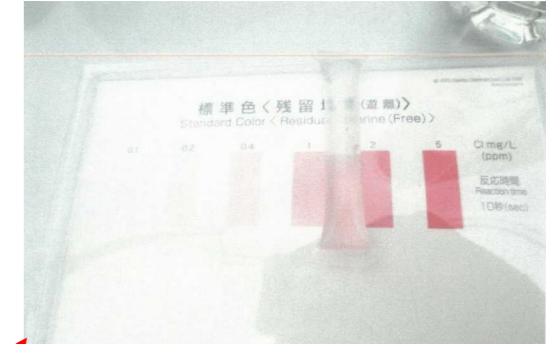
その他

- ☑️ □ お客さま番号を表記した水道標識が、門戸の見やすい位置とメーターボックス内に貼付されていること。
- ☑️ □ 別途、局担当者より指示があった写真について提出すること。

POINT 遠景と近景を撮影する。
水圧通水試験の様子が確認できる遠景と、数値が確認できる近景を撮影する。



POINT 計測数値を記入すること

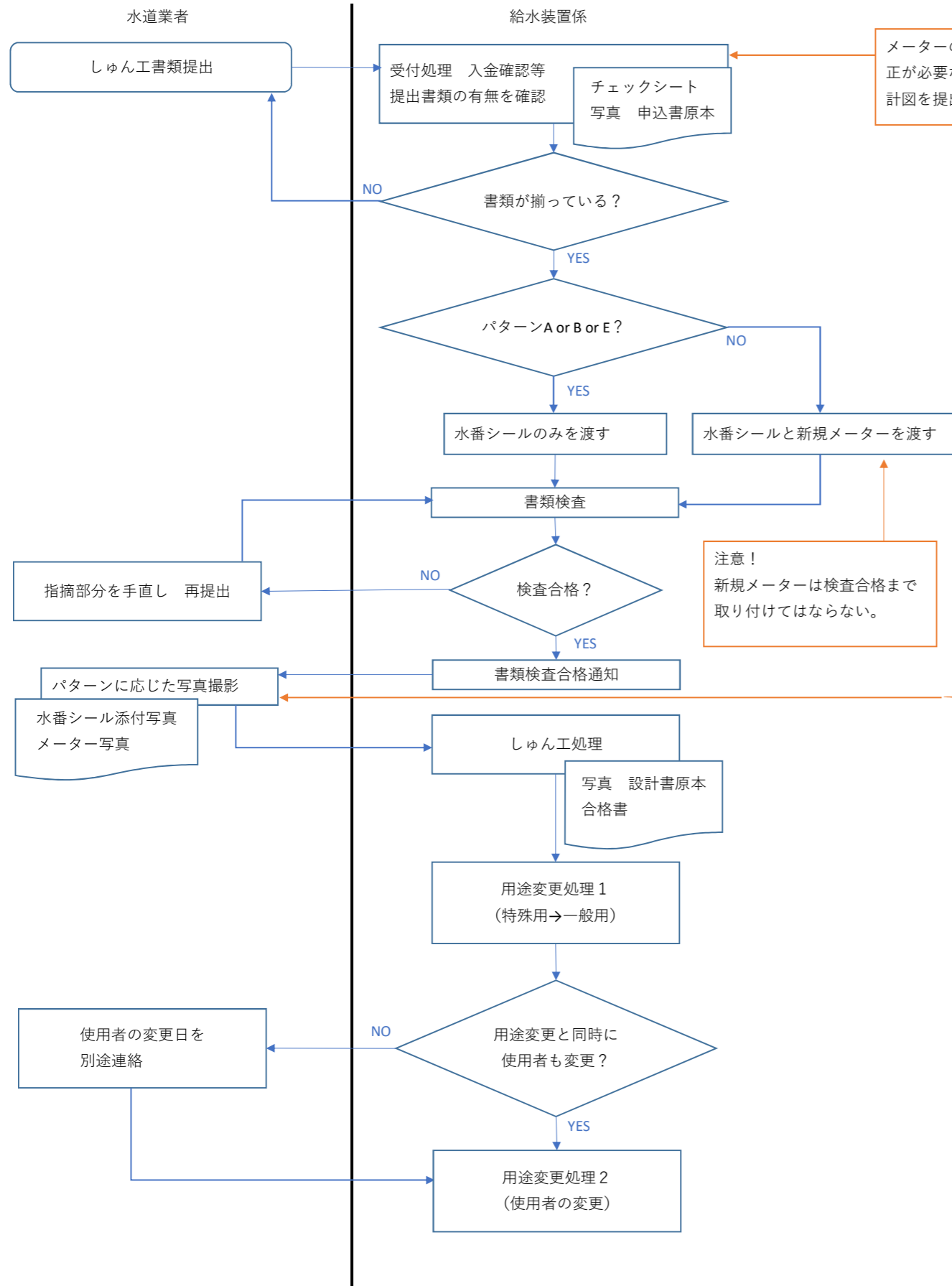


POINT 0.1mg/L以上であることを確認。
DPD比色法にて判別可能な写真を撮影する。
例の写真で使用しているのは「パックテスト残留塩素(遊離)」共立理化学研究所

POINT シールの番号が確認できること



給水装置工事 書類検査業務フロー



メーターのオフセットや向きなど、設計図原本の修正が必要な場合はこの時点で行うか、しゅん工の設計図を提出する

パターンA (メーターの取り替えがないパターン)
既設一般用φ25→特殊用φ25→合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真
合格通知から3日以内の既設メーター指針写真

パターンB (工事中 1 栓仮設で特殊用メーターを取り付けた場合)
特殊用φ25 (1 栓仮設) →合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真
合格通知から3日以内の既設メーター指針写真

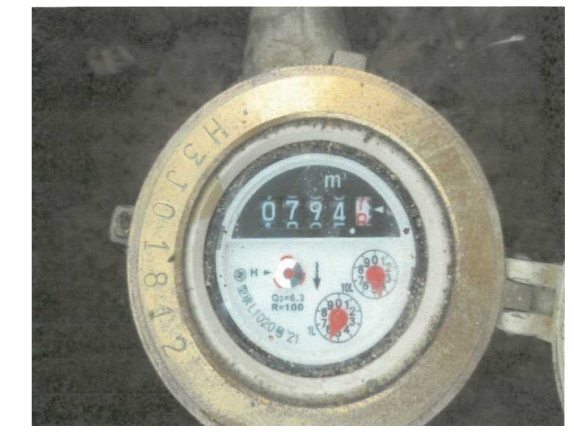
パターンC (既設から増径を伴う場合)
既設一般用φ13or20→特殊用φ13or20→合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真
合格通知後の新旧メーター交換時の指針写真
新メーターを設置後のBOX内写真

パターンD (既設や特殊用の使用がない場合)
既設・特殊用なし→合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真
合格通知後に設置した新規メーター指針写真
新メーターを設置後のBOX内写真

パターンE (住宅に居住しつつ改造をする場合)
既設一般用φ25→合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真

パターンF (住宅に居住しつつ増径改造をする場合)
既設一般用φ13or20→合格→一般用φ25
書類検査合格後 提出写真
水番シール添付写真
合格通知後の新旧メーター交換時の指針写真
新メーターを設置後のBOX内写真

注意!
新規メーターは検査合格まで
取り付けてはならない。



POINT
メーター写真は、指示数とメーター番号がはっきりとわかるように撮影する。
また、新メーター設置後のBOX内写真はメーター逆付けがないことを確認するため、蓋を開けて撮影する。

